

地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第一〇号）（衆議院送付）要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、地方法人課税

地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の税率の引下げを行うとともに、地方法人特別税の税率の引下げ及びこれに伴う法人事業税の税率の引上げを行う。

二、車体課税

自動車取得税の税率の引下げ及び環境への負荷の少ない自動車を対象とした税率の軽減等の特例措置の拡充、自動車の環境に及ぼす影響に応じた自動車税の税率の特例措置の拡充並びに軽自動車税の税率の引上げ等を行う。

三、固定資産税及び都市計画税

1 東日本大震災に係る津波により被害を受けた土地及び家屋について、平成二十六年度分の固定資産税及び都市計画税の課税免除等の措置を講ずる。

2 耐震改修が行われた既存建築物に係る固定資産税の減額措置を創設する。

四、その他

1 国際課税原則の総合主義から帰属主義への見直し、税負担軽減措置等の整理合理化等を行う。

2 この法律は、一部を除き、平成二十六年四月一日から施行する。